

「法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和3年5月25日（火）から令和3年6月25日（金）までの間、「法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行いましたところ、3件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方を、別紙のとおり公表します。

なお、本件に係る省令案は、「法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令」として、本年8月2日（月）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	遺言状そのものではなく遺言状の保管についてであれば，署名押印ではなく記名でよい。	賛成意見として承ります。
2	様式中の「署名又は記名押印」を「記名」としている部分について、反対である。	<p>本件改正は，本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において，「各府省は，緊急対応を行った手続だけでなく，原則として全ての見直し対象手続（※）について，恒久的な制度的対応として，年内に，規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次，必要な検討を行い，法令，告示，通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ，法務局における遺言書の保管等に関する省令において，申請人等に押印を求めている手続について，他の手段によって申請人の申請意思等を確認することが可能であるので，押印を不要とする改正を行うものです。</p> <p>※ 所管する行政手続等のうち，法令等又は慣行により，国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの，押印を求めているもの，又は対面での手続を求めているもの。</p> <p>御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
3	別記様式の改正については，押印の廃止だけではなく，高齢者でも簡単に記入できるようなわかりやすい様式への全面的な改正が必要と思われる。	制度に対する御意見として，今後の参考とさせていただきます。